

返戻金制度について

当社が求人事業者に対して紹介した採用決定者が、入社日から 3 カ月以内に採用決定者の自己都合により又は就業規則違反等の採用決定者の責めに帰すべき事由により退職した場合は、次のとおり紹介料金を返還します。ただし、雇用者の責めによる解雇、雇用者に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他求人事業者の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとします。

3 カ月以内の場合、料金の 50%（別途消費税を加算）

許可番号 47-ユ-300212

株式会社ワイズライン

沖縄県那覇市久茂地一丁目 4 番 9 号 アイキャンビル 4 階